

# 山口県文化振興条例（仮称）中間案

（パブリック・コメント資料）

第 1	条例制定に当たっての考え方	1
第 2	文化振興条例（仮称）中間案の主な構成	2
第 3	文化振興条例（仮称）骨子	3
第 4	文化振興条例（仮称）制定スケジュール	1 3
第 5	山口県文化振興条例検討懇話会委員名簿	1 3

平成 1 9 年 7 月

山口県文化振興課

# 第1 条例制定に当たっての考え方

## 1 制定の趣旨

県では、平成18年11月に開催した第21回国民文化祭・やまぐち2006の成果を継承・発展させ、本県の文化力・県民力の向上を図り、住み良さ日本一の元気県づくりにつなげるため、平成19年度に、文化振興条例（仮称）を制定することとしています。

## 2 制定の必要性

### (1) 社会構造や環境変化への対応

少子高齢化、情報化、人口減少などの社会構造や環境の変化に伴い、人や地域の連帯感の希薄化や青少年の問題行動の深刻化等の問題が顕著になってきており、豊かな心や感性をはぐくむ社会環境を整備・充実することが求められています。

### (2) 文化芸術振興基本法との連携

国において、平成13年12月に文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術を基盤とする国づくりの方向が示されたことに伴い、県においても、国との連携のもと、地域の特性に応じた文化振興施策を推進する必要性が生じています。

### (3) 国民文化祭の成果の継承・発展

我が国最大の文化の祭典である国民文化祭を本県で開催したことにより、「山口県まるごと国民文化祭」として、文化の重要性に対する認識が県内全域で高まりました。

また、国民文化祭では、開催準備段階から県民の英知を結集した自主的な取組を通じて、県民力、地域力の飛躍的な向上がもたらされました。

そこで、これら国民文化祭の成果を継承・発展させることにより、本県の文化力を更に高め、文化による県づくりを進めていく必要があります。

## 3 県民の意見の反映

- ・ 条例の制定に当たっては、県民の皆様の多様な御意見を踏まえて制定するため、県内有識者10名により構成される「山口県文化振興条例検討懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し、条例に盛り込むべき内容の検討を進めています。
- ・ この懇話会において、意見を取りまとめるに当たり、あらかじめ「中間案」を公表し、広く県民の皆様の御意見をお聴きすることとしています。
- ・ 今後、懇話会において、皆様から寄せられた御意見等を参考にしながら更に内容を整理、検討し、懇話会の最終意見を県に報告することとしています。
- ・ 県においては、懇話会の意見を踏まえて条例案を作成し、年内の制定を目指すこととしています。

## 第2 文化振興条例（仮称）中間案の主な構成

1	題名	頁
	山口県文化振興条例（仮称）	3
2	前文	3
3	総則	
(1)	目的	3
(2)	基本理念	4
	① 県民の自主性及び創造性の尊重	
	② 県民が等しく文化活動に参加できる環境づくり	
	③ 県民、市町、関係機関等の連携と協働	
	④ 国内外に発信できる文化の発展	
	⑤ 地域の特性を生かした文化の発展と次世代への継承	
	⑥ 文化力を生かした地域づくり	
(3)	県の責務	6
	① 文化振興施策の総合的な策定と実施	
	② 県民等の連携の促進、意見の反映、能力発揮	
	③ 文化的視点を取り入れた施策の推進	
(4)	県民の役割	6
	① 文化が果たす役割についての理解	
	② 地域の文化の発展と将来の世代への継承	
4	基本的施策	
(1)	基本方針の策定	7
(2)	文化の振興と普及	7
	県民の参加等の機会の充実、高齢者、障害者、次世代等の文化活動の充実、 学校教育における文化活動の充実、地域における文化の振興、文化交流の促進	
(3)	文化振興の基盤づくり	9
	担い手の育成及び確保、顕彰、文化施設の充実、地域における文化活動の場 の充実、民間による支援活動の活性化、情報の収集及び提供	
(4)	文化振興の推進体制	11
	推進体制の整備、財政上の措置、施策の公表	
(5)	県民の施策形成への参画	12
5	附則	12

### 第3 文化振興条例（仮称） 骨子

注 以下の各項目の枠囲みの内容は、条例の規定として検討している内容の要旨・骨子である。

#### 1 題名

山口県文化振興条例（仮称）

##### 【考え方】

- ・条例の目的や、その内容、特色等を端的に表す題名を検討するものとする。

#### 2 前文

- 山口県の豊かな歴史と風土について
- 社会の状況や文化の現状について
- 文化が果たす役割の重要性について
- 文化振興による県づくりの決意及び新しい県のすがたについて

##### 【考え方】

- ・この条例が、国民文化祭の開催を契機として、文化の力で住み良い元気な山口県づくりを進める基盤となる、意義のある条例であることを示すため、文化の振興が必要である理由や、文化による県づくりに対する県民の決意を明らかにした前文を設ける。
- ・前文は、国民文化祭で培われた“文化芸術を尊重し、その創造にチャレンジする文化維新の精神”を生かした、山口県らしい前文とする。また、前文は、県民に親しみやすい表現に努め、文化を愛するすべての県民の共通のことばとなるように検討する。

#### 3 総則

##### （1）目的

- 文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かで潤いのある県民生活と個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること。

##### 【考え方】

- ・文化振興施策を推進するための基本となる条例として、その目的を定める。

## (2) 基本理念

### ① 県民の自主性及び創造性の尊重

文化の振興に当たっては、県民の自主性と創造性が尊重されなければならないこと。

#### 【考え方】

- ・ 国民文化祭では、文化維新おひろめ☆たい志、文化維新ときめき隊、県民ボランティアなど、県民の自由な発想による自主的な取組が大きな成果を上げた。
- ・ 文化の発展には、県民の自主性と創造性に裏付けられた、自由な発想が不可欠であり、文化の個性と多様性が尊重されなければならない。
- ・ そこで、県民の自主性と創造性の尊重を、文化振興の基本理念の根幹として位置づける。

### ② 県民が等しく文化活動に参加できる環境づくり

文化の振興に当たっては、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できるような環境の整備が図られなければならないこと。

#### 【考え方】

- ・ 国民文化祭では、病院、福祉施設、学校、離島などに芸術家を派遣するアウトリーチ事業を行い、生の文化芸術に触れる機会が乏しい人に文化芸術を届ける取組が行われた。
- ・ また、多くのフェスティバルでワークショップ等の体験型企画を取り入れるなど、誰でも身近に文化芸術に触れることができる環境づくりが図られた。
- ・ 文化を創造し、享受することは、人々の生まれながらの権利であるという文化芸術振興基本法の理念に基づき、県民が、その居住する地域や世代その他の条件に関わりなく、等しく文化活動に参加できるような環境の整備を図ることを基本的な考え方とする。

### ③ 県民、市町、関係機関等の連携と協働

文化の振興は、県民、団体、文化施設、学校、事業者、市町、県等がそれぞれの役割を認識し、連携し、協働して取り組むという理念に立って、行われなければならないこと。

#### 【考え方】

- ・ 国民文化祭では、開催市町ごとに実行委員会が組織され、文化団体、経済団体、ボランティア、学校、市町、県等による地域ぐるみで推進され、地域力の向上につながった。
- ・ 国民文化祭の成果を生かし、文化の振興は、県民総参加により、県民その他の機関がそれぞれの役割を認識し、対等な立場で連携し、協働することにより行うことを基本的な考え方とする。

#### ④ 国内外に発信できる文化の発展

文化の振興に当たっては、国内外に発信できるような文化の発展が図られなければならないこと。

##### 【考え方】

- ・ 国民文化祭では、105のイベントが県内全域で開催され、本県の文化力が全国に発信されたことから、県民の文化活動が活発に行われるような環境づくりを進めることを基本として、国内外に発信できるような独創的、個性的、又は高水準の文化芸術の創造と発展を図ることを基本的な考え方とする。

#### ⑤ 地域の特性を生かした文化の発展と次世代への継承

文化の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化の発展が図られるとともに、県民の共通の財産として将来の世代に引き継がれなければならないこと。

##### 【考え方】

- ・ 国民文化祭では、地域の文化資源（歴史、民話、人物等）をテーマに取り上げた創作作品が数々制作され、地域の魅力の再発見と住民の自信の向上につながった。
- ・ 人口減少が続く中であって、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化が、住民の誇りとして地域コミュニティを形成する核となるとともに、地域の魅力を発信し、交流の促進につながることで、更には、それが広く県民共通の財産ともなることから、地域の特性を生かした文化の育成、発信、継承を図ることを基本的な考え方とする。

#### ⑥ 文化力を生かした地域づくり

文化の振興は、文化力が県民と地域の活力の源であって、地域社会を形成する基盤であるという理念に立って行われなければならないこと。

##### 【考え方】

- ・ 「文化力」は、文化が人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力のことをいう。
- ・ 今日、文化は、人間が人間らしく生きるための糧として、豊かな人間性や創造力の涵養をもたらし、また、人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成することにより、豊かな県民生活と経済発展を支えるということが評価されてきている。
- ・ たとえば、文化芸術による心の解放（アートセラピー、ヒーリング）等、文化が人間の活力を内面から支え、伸ばしていく力が評価されている。
- ・ また、文化活動を通じた出会いと交流が、人間社会の相互理解を促進するとともに、新たな経済需要の創出につながっていく。更に、文化芸術の活性化によって、人々の感性や創造性が高められるとともに、地域の魅力の増進につながっていく。
- ・ そこで、文化振興を、今後の山口県を支える社会基盤として位置づけ、文化力を生かした地域づくりを進めることを基本的な考え方とする。

### (3) 県の責務

#### ① 文化振興施策の総合的な策定と実施

県は、文化振興施策を総合的に策定し、実施すること。

#### ② 県民等の連携の促進、意見の反映、能力発揮

県は、県民、団体、関係機関等の連携の促進と意見の反映に努めるとともに、県民等の能力が発揮されるよう配慮すること。

#### ③ 文化的視点を取り入れた施策の推進

県は、その行う施策について、文化的な視点を取り入れるよう努めること。

#### 【考え方】

- ・文化活動は、県民の自主的かつ創造的な取組により行われることを基本として、県は、県民の自主的な文化活動が促進されるような環境づくりを進めるという立場から、県の果たすべき役割を定める。
- ・①として、文化振興が県づくりの柱の一つとなることから、県は、文化振興施策を総合的・計画的に策定し、実施するものとする。
- ・②として、文化振興は、県民総参加で行われるものであり、県は、その仲介役として、県民、団体、市町、その他関係機関の連携の促進を図るとともに、これらの意見の反映に努め、また、県民等の能力が発揮されるように努めるものとする。
- ・③として、文化は心豊かな県民生活の実現や地域活力の増進につながるなど、県民福祉や地域振興施策の下支えとなることから、県は、行政の各分野において、文化的な視点を取り入れるよう努めるものとする。

### (4) 県民の役割

○県民は、文化が県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めることにより、地域の文化が発展し、将来の世代に継承されるよう努めること。

#### 【考え方】

- ・文化振興については、お仕着せではなく、県民の自主性を尊重することを基本としつつ、文化が果たす役割の重要性について一人一人の県民が理解を深めることにより、文化振興の促進と、文化が将来の世代に継承されるような環境づくりにつなげる必要がある。

## 4 基本的施策

### (1) 基本方針の策定

○県は、文化振興施策を長期的な視点で総合的・計画的に推進するため、基本方針を策定すること。

#### 【考え方】

- ・文化の振興は、長期的な視点で総合的・計画的に取り組む必要があることから、文化振興を推進するための基本方針（文化振興の将来ビジョン）を策定するものとする。
- ・基本方針は、概ね5年～10年の間における県の施策の基本的な方向性や、主要な施策について定めるものとする。
- ・県は、基本方針の策定に当たっては、パブリック・コメントの実施や、県民代表による審議会、懇話会等の意見を聴くなど、県民の意見の反映に努めることが必要である。
- ・県は、基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。

### (2) 文化の振興と普及

#### ① 県民の鑑賞、参加、創造の機会の充実

県は、県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又は創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずること。

#### 【考え方】

- ・県民誰もが、文化を創造するとともに、これを享受する生まれながらの権利を有するという基本理念に基づき、県民の発表機会、鑑賞機会等の充実に努めることが必要である。
- ・具体的には、文化施設の企画事業や、山口県総合芸術文化祭等の文化イベントの開催等を通じて、各地域における文化芸術の公演、展示等の機会の提供及び支援、情報の提供等に努めることが必要である。

#### ② 高齢者、障害者等の文化活動の充実

県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、必要な施策を講ずること。

#### 【考え方】

- ・県民誰もが文化を創造するとともに、これを享受する権利を有するという考え方に基づき、高齢者、障害者、子育て中の保護者などが文化芸術の鑑賞、参加、創造等の活動に容易に参加できるような環境の整備が必要である。
- ・文化芸術に容易にアクセスできるような条件を整備し、すべての人々が自己の感性や創造性をいかに発揮できるようにすることが、文化の発展にとって重要である。
- ・団塊の世代が定年退職を迎えるに当たり、文化によって、人々が生涯を通じて生き生きと活躍することのできる生涯現役社会づくりに資することが必要である。



- ・高齢者の豊富な知識や経験が、地域ではぐくまれた個性的な文化の発展や次世代への継承を図る上で重要な意味を持っている。

### ③ 次世代の文化活動の充実

県は、子ども、青少年その他次世代の県民が行う文化活動の充実を図るため、必要な施策を講ずること。

#### 【考え方】

- ・国民文化祭の成果を生かし、引き続き子どもたちの感性や創造性をはぐくむ施策を講じることにより、子どもたちの健全な成長を図ることが必要である。
- ・また、子どもの頃から文化に親しむ環境づくりを通じて、県民の暮らしの中に文化が根付いた、潤いのある豊かな地域社会を作ることが必要である。
- ・具体的には、次世代を対象とした文化公演、展示等への支援や、「子ども夢プロジェクト」のような、子どもたちの感性や創造性をはぐくむ取組など、次世代による文化活動への支援に努めることが必要である。
- ・また、文化ホール、美術館、博物館、図書館等の文化施設が積極的に子どもたちと関わっていくような場づくりが必要である。

### ④ 学校教育における文化活動の充実

県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、必要な施策を講ずること。

#### 【考え方】

- ・文化の振興を図る上で、学校は重要な推進主体の一つであるとの基本理念に基づき、学校教育（授業、部活動等）において、子どもたちが文化について鑑賞し、参加し、創造し、又は学習する機会の充実を図ることが必要である。
- ・具体的には、文化に関する体験学習、美術館等による出前講座その他文化に関する教育の充実を図ることが重要である。
- ・また、芸術家等による学校訪問公演や、学校の文化活動に対する芸術家等の指導、協力活動に対する支援に努めることが必要である。

### ⑤ 地域における文化の振興

県は、各地域における文化の振興と文化を基盤とした地域の振興に資するため、必要な施策を講ずること。

#### 【考え方】

- ・国民文化祭の成果を生かし、地域の歴史、風土、先人その他の文化資源を生かした文化の振興を図ることにより、魅力ある地域づくりや、住民が協働で支えていく地域振興を図ることが必要である。

- ・そこで、各地域の主体的な取組を基本としながら、各地域における文化の振興が図られるような環境づくりを行うことが必要である。
- ・具体的には、各地域の歴史、風土等を生かした文化の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援、情報の提供に努めることが必要である。

#### ⑥ 文化交流の促進

県は、県民の自主的な文化活動及び地域の文化の国内外への発信を促進するとともに、県民相互及び県民と国内外の人々との相互理解を深めるため、文化交流の促進に努めること。

#### 【考え方】

- ・文化交流は、文化活動の成果を発表し、又はこれを鑑賞する県民等の出会いをきっかけとして、新たな文化の創造や、新たな文化活動の動機付けなど、文化活動の促進につながる。
- ・文化交流は、地域の魅力を県内のみならず、県外、国外にも発信し、地域のイメージアップをもたらし、観光交流その他の新たな需要の創出にもつながる。
- ・文化交流は、異なる文化の相互理解につながり、国内外の平和と安定に資するとともに、異なる文化の出会いから新たな文化の創造の可能性が生まれる。

### (3) 文化振興の基盤づくり

#### ① 担い手の育成及び確保

県は、文化に関する担い手の育成及び確保を図るため、必要な施策を講ずること。

#### 【考え方】

- ・文化の振興に当たっては、それを支える人材の育成と確保が重要である。
- ・具体的には、芸術家その他創造的活動を行う者、指導者、助言者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存活用に関する専門家、文化活動の企画・コーディネート等を行う者、文化施設の専門職員等の育成と確保に努めることが必要である。
- ・人材の育成と確保には、長期的な視点が求められる。若手の活動家や専門職員等の能力を高めるための研修や、能力発揮の機会の確保、活躍の場の提供などに努めることが必要である。

## ② 顕彰

県は、文化活動において顕著な成果を収めた者及び文化振興に寄与した者の顕彰に努めること。

### 【考え方】

- ・文化活動において県民の模範となる者（現在活躍中の者だけでなく、郷土の文化の先人等を含む。）の顕彰に努めることが必要である。
- ・優れた人材が県民の目標となり、県民の文化活動の活性化につながることを期待される。
- ・顕彰を通じて、本人の活動意欲や使命感が向上し、更なるステップアップにつながることを期待される。
- ・顕彰に伴い、本人の活躍の場や機会が拡大し、本人の技量の向上及び地域の文化の発展につながることを期待される。

## ③ 文化施設の充実

県は、文化施設の充実を図るため、その運営、事業、施設設備等の充実に関する必要な施策を講ずること。

### 【考え方】

- ・文化施設は、基本理念に掲げられているとおり、文化振興の重要な推進主体である。
- ・県民に文化芸術を提供する拠点として、文化施設の役割は極めて重要であることから、その活動等の充実のための施策を講ずることが必要である。
- ・具体的には、文化ホール、美術館、博物館、図書館等の文化施設に関し、公演・展示等への支援、人材育成等に関する支援、作品の記録等への支援、施設相互の連携の促進等に努めることが必要である。また、施設設備の充実、改善等に努めることが必要である。

## ④ 地域における文化活動の場の充実

県は、県民に身近な文化活動の場の充実を図るため、文化施設その他の公共施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の施策を講ずること。

### 【考え方】

- ・国民文化祭で高まった県民の文化活動に取り組む意欲の受け皿として、県民の日常的な文化活動の場（練習・創作の場、公演・展示の場、作品・機材の保管の場等）の充実を図ることが重要である。
- ・このため、県民が行う文化活動に対し、各地域における様々な文化施設、社会教育施設、学校施設その他の公共施設等の開放を促進し、県民が利用しやすい条件（利用時間、利用料金、設備備品等）の整備を図ることが必要である。
- ・また、文化施設以外の公共施設の開放に当たって、県民の公平な利用を図るためのルールづくりなどが必要である。

#### ⑤ 民間による支援活動の活性化

県は、個人又は民間の団体による文化に関する支援活動の活性化を図るため、普及啓発、情報提供等に努めること。

##### 【考え方】

- ・文化振興は、基本理念に掲げられているとおり、県民、団体、文化施設、学校、事業者、市町、県それぞれがその役割を認識し、連携、協働して行われるものである。
- ・したがって、文化の振興を図るためには、公的な支援だけでなく、個人や団体、事業者等の自主性に基づく民間の支援活動（文化ボランティア活動や企業メセナ活動）の活性化が期待される場所である。
- ・そこで、文化ボランティア活動や企業メセナ活動を促進するため、県民、事業者等に対する普及啓発、協力要請等を行うことが必要である。
- ・特に、県民が文化ボランティア活動に参加しやすい環境を作るためには、職場の理解・協力が必要であることから、事業者等の理解を深めるよう努めることが必要である。

#### ⑥ 情報の収集及び提供

県は、県民が行う文化活動の促進を図るため、文化に関する情報の収集及び提供に努めること。

##### 【考え方】

- ・文化活動や文化事業は、個人、グループ、地域の範囲で行われることが多いため、個性的で独創的な活動であっても、それが県内で知られていないことが多い。
- ・また、文化活動の振興に有効な人材情報、支援制度情報などがありながら、それが県民に十分に活用されているとは言えない状況がある。
- ・文化振興を、県民総参加・地域ぐるみによる連携と協働により進めるためには、豊富な情報を共有することが極めて重要である。
- ・そこで、県は、文化振興に当たり、市町、文化施設、教育機関、文化団体等の情報ネットワークの中心となることから、インターネットや県民ネットワーク等を活用した、文化に関する情報の積極的な収集と県民への提供に努めることが必要である。

### （４）文化振興の推進体制

#### ① 推進体制の整備

県は、県民等と連携しつつ、文化の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備すること。

#### ② 財政上の措置

県は、文化の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

### ③ 施策の公表

県は、毎年、文化振興の状況及び文化振興に関する施策について公表すること。

#### 【考え方】

- ・ 県は、県民総参加の仲介役として、県民等との連携と協働により文化の振興を図るため、県と市町、文化団体、文化施設、県庁内各部局等の連携体制の充実に積極的に取り組むことが必要である。
- ・ 文化振興を総合的かつ計画的に進めるためには、財政上の裏付けが必要である。
- ・ 文化振興を県民等との連携により進めていくため、文化振興施策の状況について公開に努めることが必要である。

### (5) 県民の施策形成への参画

○ 県は、文化振興に関する施策形成及び進行管理に県民の意思を反映するための体制を整備すること。

#### 【考え方】

- ・ 条例の理念を形骸化させず、実効性を担保するため、県民総参加で成功した国民文化祭を継承し、施策の形成等に関する県民参画の体制を整備することが必要である。
- ・ 具体的な方法としては、県の附属機関として条例で設置する「審議会」、要綱等で任意に設置する「懇話会」、官民協働による推進体制である「県民会議」などが考えられる。
- ・ 文化には、実に幅広い多様な分野があり、また、文化振興施策の成果は、数値化が困難なものや、数値の大小だけでは評価できないものが多いため、専門的識見を有する者が長期的な視点で施策形成に参画する体制が必要である。
- ・ 文化の振興については、縦割りを避け、行政部局間や、県と市町、民間団体、文化施設等との連携を図るため、これらを県民が客観的にチェックする体制が必要である。

## 5 附 則

○ 条例の施行期日等

#### 【考え方】

- ・ 条例案が議会で議決された後に、公布、施行する。

## 第4 文化振興条例（仮称）制定スケジュール

月 日	内 容
5月22日	第1回条例検討懇話会（条例の基本構成、スケジュール）
6月20日	第2回条例検討懇話会（条例の具体的内容）
7月19日	第3回条例検討懇話会（中間整理案）
7月27日	パブリック・コメント（～8月27日）
8月	地域懇談会（7日：下関、9日：萩、10日：岩国、18日：山口、20日：周南）
9月中旬	第4回条例検討懇話会（県民意見整理）
10月下旬	第5回条例検討懇話会（最終報告書提出）
12月	年内制定予定

## 第5 山口県文化振興条例検討懇話会委員名簿

会長	田村幸志郎	山口県文化連盟会長
委員	伊藤 知子	NPO法人たすけあいネットワーク理事
〃	臼杵 裕世	山口県中学校文化連盟会長
〃	河野 康志	山口商工会議所副会頭
〃	菊屋 吉生	山口大学教育学部教授
〃	西崎 博史	財団法人周南市文化振興財団常務理事
〃	藤井 一之	山口パフォーマンスネットワーク代表
〃	水谷由美子	山口県立大学国際文化学部教授
〃	横山眞佐子	株式会社こどもの広場代表取締役
〃	和仁 皓明	西日本食文化研究会主宰、元東亜大学大学院教授

山口県環境生活部文化振興課 〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-2610 FAX 083-933-4829

E-Mail bunkajourei@pref.yamaguchi.lg.jp（パブリック・コメント期間中）